

社会福祉法人清明会事業計画

1. 法人理念

「障害を持つ人も持たない人も共に生きる」福祉社会の実現のため、利用者一人ひとりに人間として生きる喜び、そして豊かな生活を保障できるよう、利用者の立場に立ち、法の理念に基づいたサービスの開拓と提供、地域社会に開かれたサービスの提供を法人運営の基本にする。

2. 事業

(1) 施設運営

① 第一種社会福祉事業 障がい者支援施設「しらかば園」の運営

定員 施設入所支援事業 74名

生活介護事業 94名

② 第二種社会福祉事業 障がい者短期入所事業「しらかば園」の運営

定員 4名

③ 第二種社会福祉事業 障がい者生活援助事業

「清明会共同生活支援事業部」の運営

定員 12名

(「富士見町グループホーム」(6名)

(「第2富士見町グループホーム(仮称)」(6名))

④ 第二種社会福祉事業 特定相談支援事業

「社会福祉法人清明会しらかば園」

特定障がい児相談支援事業

特定障がい児相談支援

「社会福祉法人清明会しらかば園」の運営

⑤ 第二種社会福祉事業 障がい者就労継続支援 A型事業「Jumpin'」の運営

定員 雇用型 10名

非雇用型 10名

「富士見町落合地区移動販売事業」

⑥ 公益事業 諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター「すわ～くらいく」の運営

(2) 各事業の見直し

① 障がい者支援施設「しらかば園」

ア 高齢重度化した利用者にも日々前向きな目標を持って生活していただけるように、個別支援計画の充実、日中活動の充実、に重点的に取り組みます。

イ 高齢重度化により、緊急時の救急救命の必要性が高まっています。

昨年度の反省を踏まえ、パート職員に至るまで誰もが、緊急時に対応できるよう研修を進めます。

ウ 責任と誠意を持って利用者支援ができるように、不祥事故の撲滅に取り組みます。

東京都、長野県に提出する事故報告の件数を減らします。(最大限のヒヤリハットの有効活用を目指します)

エ 咳痰吸引、経管栄養等特定医療行為指定事業者としての機能を維持し活用します。

現在のところ対象者はいないが、いつ喀痰吸引、経管栄養を日常的に必要な利用者がでてもよいように、指定事業者としての機能維持・整備(必要な職員研修等を推進)を進めます。

オ 利用者それぞれの健康状態や身体状況に応じた、適切な食事提供ができるように栄養ケアマネジメント体制を確立します。

カ 加齢により(平均年齢 57 歳最高齢 84 歳)、急激に変化する利用者の健康状態、身体状況を適確に把握し、確実に対処することで重症化を防ぎ、少しでも長く健康状態を保てるよう医務業務を推進します。

キ 利用者の精神・身体機能の維持、増進を目的として、理学療法士、作業療法士、言語療法士、臨床心理士を非常勤配置し、定期的に利用者の状態把握、リハビリ実施・指導、カウンセリング等を行います。

キ しらかば園内に保健委員会、車輪運行・整備委員会、身体拘束廃止委員会、感染対策委員会、権利擁護委員会、行事委員会、広報委員会、管理委員会、地域交流委員会、生活委員会を置き、それぞれに特化した分野毎にしらかば園の潜在的問題の検討、各分野の行事を計画立案、実施します。

② 障がい者短期入所事業「しらかば園」

ア 生活介護(通所)利用者の包括支援センターとしての機能(オンデマンド利用)を維持します。

イ 茅ノ木区内の契約住宅を活用して、地域住民の幅広いオンデマンド利用を共同生活支援事業部とともに検討します。

③ 障がい者生活援助事業「清明会共同生活支援事業部」

ア グリーンサムの老朽化に伴いこれに替わる新たなホームを設置し、共同生活支援事業部の再編を進めます。

イ 身体が動かなくなった利用者にも引き続きホームでの生活を保障できるように、物的、人的整備を進めます。

④ 特定相談支援事業「社会福祉法人清明会しらかば園」

ア 引き続き、しらかば園の利用者を中心にして自己実現のためのサービス等利用計画

継続支援します。

イ 年々高まる地域からのニーズにも広く応えられるように組織体制の整備、強化を進めます。常勤専従の相談支援専門員を配置し、特定障がい児相談支援事業、一般相談支援事業児童を実施します。

⑤ 障がい者就労継続支援 A 型事業「Jumpin'」

ア 好調なパンの製造販売を更に強化し、新規事業への参入と合わせ、利用定員の増加と事業拡大を推進します。

イ 新規事業種の強化と事業拡大を推進します。

- ・昨年度設備整備をした非常用缶詰パン製造・販売事業の安定的稼働
- ・法人の公益的取り組み(独居高齢者、障がい者等見守り・相談支援)の一環としての地元社協と協働による移動販売事業の展開
- ・新たな拠点整備(就業・生活支援センターとの共同)による就労移行支援事業等開始の検討により事業拡大を目指します(利用定員の増加、就労移行支援等)

⑥ 諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター「すわ～くらいふ」

ア 利用者の利便性を考慮し、センターの移設を引き続き進めます。

イ 相談件数の増加だけでなく、相談の質の向上を目指します。

ウ 評価基準のランクアップを目指します。

(3) 適正な法人業務の推進

① しらかば園の外部委託契約を見直し適性を図ります。

② 改修、改築、備品購入手続き等の契約の適正な執行を行います。

③ 規定の整備

昨年度の社会福祉法等の改定に合わせ、規定、契約書、重要事項説明書等の適正な表記変更、整備を進めます。

④ 各事業が滞ることのないように、法人役員、評議員等、法に則った運営に努めます。

(4) 社会福祉充実計画の推進

清明会の現状を見直し、施設及び設備の充実、新規事業の開始を計画的に進めます。

3. 管理・運営

(1) 理事会

① 第1回定例理事会(5月)

- ・事業報告及び決算報告の審議
- ・福祉充実計画の審議

② 第2回定例理事会(7月)

- 中間業務執行状況報告
- ③ 第3回定例理事会(11月)
 - 中間業務執行状況報告
- ④ 第4回定例理事会(3月)
 - 次年度事業計画及び当初予算の審議
 - 中間業務執行状況報告
- ⑤ 臨時理事会(随時)
 - 審議の必要に応じ、隨時開催

(2) 評議員会

- ① 第1回定例評議員会(6月)
 - 事業報告及び決算報告の承認
 - 福祉充実計画の承認
- ② 第2回定例評議員会(3月)
 - 次年度事業計画及び当初予算の承認
- ③ 臨時評議員会(随時)
 - 評議員会承認事項の必要に応じ随时開催

(3) 組織管理

- ① 各事業サービスをそれぞれ利用者に効果的、効率的に提供できるようにすることを第一に簡潔で機能的な組織整備をします
- ② 職員の適切な人事配置を図ります

(4) 人事管理

- ① 働き方改革に添った職員の勤怠管理を徹底します
- ② 人事考課制度による人事管理、給与制度を円滑に実施します
- ③ 職員のメンタルヘルスも含めた健康管理、福利厚生の充実に努めます
- ④ 人材育成が急務、不可欠であることから必要な研修課題を整理し、そこに添った職員研修を計画的、積極的に実施します(人事係の配置)

(5) 財務管理

- ① 業務の効率化及びコスト削減を図ります
- ② 計画的な施設整備・改修等により施設経営を円滑に進めます
- ③ ホームページや機関紙を活用し、各事業運営の透明性を確保します。

(6) 処務管理

- ① 処務管理文書規定に基づいた文書管理及び保存に努めます

② 経理規定に基づいた適正な事務手続き(印鑑、通帳等)を実施します。

4. 情報公開・開示

(1) ホームページを有効活用して、定款に基づいた情報公開を積極的に実施します。

(2) 機関紙「しらかば」の充実を図ります(年3回発行予定)

5. 個人情報保護

(1) 個人情報保護規定に基づいた個人情報保護を徹底します

6. 施設サービス点検調整委員会(オンブズマン)

(1) 施設サービス、支援の適性チェックを主眼として、基本的に月1回のペースで利用者を中心
に、保護者、職員他関係者等との面談を行い、評価検討して、理事長、施設長への報告、
意見具申を行います。

(2) 依頼により法人内事故発生時の調査を行います。(苦情解決委員会との連携)

7. 苦情解決

(1) 苦情解決委員会規則に添って苦情受付を行い、迅速な円満可決を図ります。

8. 第三者評価事業及びリスクマネージメント

(1) しらかば園及びすわーくらいふの第三者評価を継続し、各事業の改善点やリスクを洗い出し、改
善計画を策定、実施し、結果を開示します

(2) ヒヤリハットや事故報告を蓄積し、分析する事で事故の未然防止、支援・介助の改善を図ります
ヒヤリハット事故の分析結果を積極的に公表します

9. 防災対策の推進

(1) 南海トラフ巨大地震、地球温暖化による異常気象による降雨土砂災害、風水害、火災、噴
火、ミサイル等想定される災害発生時にも各事業がその機能を維持できるよう、確実で実効
性のあるBCPの作成、見直しを進めます。

(2) 感染症対策として、マスク・消毒液の十分な確保、流行時に施設内へ持ち来ないことを徹底す
るためのスタンダードプロコロジションの実施を徹底します。

(3) 防災備品、非常食、非常用医薬品が非常時に活用できるよう、その維持管理を徹底します。

(文責:理事長 小口国之)

令和 2 年度 事業計画

事務部

1. 現状と課題

① 安全、衛生関係

- ・労働安全衛生法の規程によるによるストレスチェックについては、年1回の実施に努めている。職員のメンタル不調の未然防止、施設の問題点の把握及び改善は利用者様への適切な支援と職員の和が期待できる。
しかしながら、高ストレス判定者の相談や受診が該当者中 10 %である。
自身の状況を把握し、受診に繋げていくことが課題である。
- ・平成 30 年 1 月に労働基準監督署より指導を受けた事項の継続対応
1) 業務中のヒヤリハット(職員)の提出、分析及び対策の周知
2) 労働災害が発生した場合は、主任会で要因等を分析して安全な手順、
具体的再発防止及び周知
3) 自身の勤務時間の把握と休憩の徹底、余裕ある出勤と速やかな退勤を
周知する。
4) こころの健康づくりの見直しと周知
- ・業務中の大きな事故等は発生していないが、事故は一瞬の気の緩みから
引きおこされる。安全に対する更なる意識高揚、継続に努める必要がある。
- ・令和元年度において自損 1 件、違反 1 件であり、重大な事故等はなく経過できた。いかに交通事故、交通違反をゼロに、また継続していくかが
課題である。
- ・しらかば園については従業員数 50 名以上の事業所であるため、労働安全衛生に伴う資格取得者が必要である。現在は 1 名の有資格者がいるが、
将来に向けた資格取得の必要性がある。

② 経理、請求業務

- ・預り金関係について、明細書等の単純記載間違いは減少してきている。
新しい職員も増え、適正な管理を徹底指導することが重要である。
- ・現金等の適正な取扱い、ネットバンキングの複数確認を引き続き徹底していく必要がある。
- ・請求業務については、誤った算定により返戻・過誤が生じた場合は、利用者や法人に損害を与えることとなる。
- ・入所定員が 77 名から 75 名に減員になったことによる収入減、また消費税 10 %に対しての支出増により経費の更なる節減が必要となる。
- ・課税売り上げに対する消費税納税の適正処理の必要性

③ 防災、修繕、維持管理関係

- ・いつ発生するか分からぬ災害等に備えて、物品や機器の点検の管理は
重要である。各種点検の実施を確実に行う必要がある。

- ・機器類等の老朽化により、修繕が増えていく傾向にある。不具合が発生すれば、業務や利用者様の生活に多大な支障が生じることとなる。
- ・下水道への不溶物流入対応として、日々トラップの清掃を実施する必要がある。
- ・しらかば園については給湯、暖房用燃料の危険物施設がある。施設の防火管理も含め、将来に向けた防災等に伴う資格取得者育成の必要性がある。

2. 重点的取り組み

①安全、衛生関係

- ・労働安全衛生法の規程によるによるストレスチェックについては、年1回の実施に努めている。職員のメンタル不調の未然防止、施設の問題点の把握及び改善は利用者様への適切な支援と職員の和が期待できる。
しかしながら、高ストレス判定者の相談や受診がほとんど無いのが実状である。
自身の状況を把握し、受診に繋げていくためにプライバシーに配慮した推進を行っていく。
- ・業務中のヒヤリハット(職員)の提出、分析及び対策の周知
- ・労働災害が発生した場合は、主任会で要因等を分析して安全な手順、具体的再発防止及び周知
- ・年次有給休暇10日以上有する職員の期間5日以上取得を勧奨して、有効的休暇を推進する。
- ・自身の勤務時間の把握、余裕ある出勤と速やかな退勤を周知する。
- ・ケガ、健康障害、交通事故及び交通違反ゼロ

毎月の主任会、職員会での労働安全に係わる事項、交通安全の周知
毎朝、各事業所において安全関係の周知

8月 安全運転チェックシート配布

10月 ストレスチェック表配布及び回収

安全運転管理者講習受講内容の伝達、周知

11月 結果表の配布と分析及び高ストレス者へのプライバシーに配慮した受診勧奨

12月 交通安全、安全運転研修実施

1月 メンタルヘルス研修

こころの健康づくり見直し

- ・労働安全衛生に係わる第一種または第二種衛生管理者の資格取得を推進する。

②経理、請求業務

- ・予算執行にあたっては、消費税増税の観点からも必要性・緊急性・価額等の判断と最善の対処方法かを検討する。
- ・障がい福祉サービス費及び自己負担金について、システムや別途作成する帳票、部署間の連絡により間違いない請求計算をする。

- ・法人会計については預金、現金及びネットバンキング等の適正かつ確実な処理に引き続き努める。
- ・利用者預かり金会計処理については利用者の意志、金銭・物品等の複数チェック、内容の明確化により適正かつ正確に管理する。また、職員会等にて適正管理の説明や研修をする。
- ・課税売り上げに対する消費税納税について、会計事務所と綿密な打合せを行い対応していく。

③防災、修繕、維持管理関係

- ・各種法定点検やメンテナンスの確実な実施とそれに伴う改修の速やかな対応に努める。
- ・最新の情報による防災用必要物品等の検討補充
- ・「国土交通省 要配慮者利用施設の土砂災害に関する避難確保計画」に伴う清明会計画を状況により見直しを行う。
- ・下水道への不溶物流入対応として、日々トラップ点検及び清掃するが、処遇時の注意喚起もお願いしていく。
- ・機器等に不具合が生じた場合の速やかな対応、老朽箇所の改修、交換の実施

　　タイル破損や浴槽からの漏水がある南棟浴室の改修(しらかば園)

　　屋根、外装塗装工事(富士見町グループホーム)

- ・第2富士見町グループホーム(仮称)建設に伴う監督、検査等
- ・甲種防火管理者、危険物取扱責任者(乙4)等の資格取得を推進する。

④その他

- ・しらかば園開所30周年に向けての準備
- ・利用者の申請等に関わる書類の遅滞なき提出
- ・ウイルス感染対策に伴う備蓄物品の数量等見直し

文責 事務部長 小松 修

生活支援部

1、現状と課題

今年度、しらかば園は開所30周年を迎え節目の年になります。平均年齢も入所者全体で58歳、最高齢の方は84歳になられます。こうした中、昨年度は2名の利用者の方がお亡くなりになりました。年々、誤嚥や食べ物を喉に詰まらせてしまうヒヤリハットの件数も増えています。言語聴覚士に年4回の定期相談の他、食事状況に危険が見られた際に食事形態や介助方法などアドバイスを頂き、安全に食事をして頂けるように相談をしております。

一昨年まで実施していました未来プロジェクトは昨年度から支援部主任会として実施させて頂きました。まだ改善や工夫をすることも沢山あり、少しでも利用者の方々が、健康で楽しく生活して頂けるように検討させて頂きます。各棟でもカラオケや楽器演奏、甘味外出、小物作り等、工夫を凝らした活動を行いました。半面、まだ利用者個々のニーズが把握しきれず、本人との相談不足から職員だけで考えてしまう状況も見られます。

昨年度、事故の関係では窒息による大きな事故、怪我や送迎時の事故、投薬ミスなどの事故もありました。事故を1件でも減らせるようにPT、STでの相談も継続しながら、細心の注意を払い丁寧で確実な支援を実施します。

今年度は高齢重度化してきた中でも、現在の身体機能をできるだけ維持し、前向きな目標や楽しみを持って生活して頂けるよう、計画段階から個々のニーズを大切に支援させて頂きます。

2、重点的取り組み

(1) 個別支援の充実

- ①個別支援計画の計画段階から本人と向き合い、話合いや言葉の理解が難しい方は写真や実物を提示し反応をみる等、利用者個人のニーズを大切に計画、実施する。
- ②実践した中での新たな発見や気づきを大切にして、モニタリング会議でも本人の意向をできるだけ確認し、各部署（支援部長・主任・相談員、看護師、栄養士）で多方面からの検討を行い、本人が健康で楽しみが増えるような計画になるように検討する。
- ③日頃から利用者の方々に声を掛け、本人に聞いてみる、確認してみる機会を増やし、個人の思いを少しでも汲み取り、本人が安心して自分に関わってもらっていると思える支援を実践する。

(2) 支援部主任会議の実施

- ①毎月、職員会議後に実施する。
- ②会議の実施方法、内容は主に下記の通り検討する。
 - ・高齢化に向けた日課やハード面、ソフト面の検討を行い、現状にふさわしい支援の実施を行う。
 - ・棟内や施設内での課題・問題点・困りごとを相談し改善する。
 - ・全体での検討が必要な内容は全体（医務部・事務部・給食部も含めた）の主任会で対応策を検討する。

(3) 事故を減らし丁寧で確実な支援の実施

- ①ヒヤリハットを活用した、危険事案の早期発見、共有を行い、早期に対応策を検討し、事故に至る前に改善する。医務部・給食部・P.T・S.Tとも連携し対応していく。
- ②毎月の職員会議でもヒヤリハット報告、事故報告の検証及び再発防止策の検討を行う。
- ③例年、事故が多い月の前月に支援会議・職員会議にて、前例や注意すべき点を具体的に周知徹底し事故を減らす。
- ④医務部、消防署とも連携し救急法の講習会を実施し、日頃から緊急時に備えておく。

(4) 職員育成

- ①各種研修への参加
(知的障がい福祉協会主催研修・諒訪圏域自立支援協議会主催研修・東京都社会福祉協議会主催研修・新任職員研修・自己研修等)
- ②研修した内容をフィードバックし、研修に参加できなかった職員も自己研鑽に役立てる

(5) 人材確保

- ①求人活動への積極的な参加
- ②地元の大学、短大、専門学校への就職の斡旋を依頼
- ③ハローワーク、人材バンクと連携し人材確保に努める。

文責：生活支援部長
内藤 久雄

東棟 2 階 事業計画

施設入所支援

1. 現状と課題

(1) ご利用者の加齢に伴う身体機能の変化に対して、変化の発見や適切な援助、環境の調整が遅れ、慌ただしい日課や安定しない環境下で支援がおこなわれ、重篤な事故に至るケースがある。

2. 重点的取り組み

(1) ご利用者の身体機能の変化を早期発見し、確立したプロセスに基づいた適切な援助の提供、環境の見直しと改善をおこなう。

- ① 支援者は対人援助における基本的な観察、チェック（あいさつチェック、身体確認、ご利用者に応じて検温）を通して、ご利用者の変化（体調、歩行機能、嚥下機能、視聴覚、機能、認知機能等）を把握する。
- ② 変化を発見したら、棟会議「介護・医療検討議題」で議題提起をして、棟職員間での共有や、看護師、栄養士、嘱託専門職（理学療法士、言語聴覚士）と連携を図る。
- ③ 日常支援の中で発見した「気付き」は、「ヒヤリハット」として報告し、援助方法、環境の側面から改善を実施し、実施後の効果測定までおこなう。
 - ・提出されたヒヤリハット書式は、提出→改善実施→効果測定実施済で分類。
 - ・「課題ボード」に付箋、「業務改善起案書」にて改善起案を提出する。
- ④ 棟としてリスクマネジメントに対する技術研鑽、向上に取り組む。
 - ・報告の基本となる正確な記録技術の向上を図る。
 - ・棟職員から、SHLL 分析の研修に支援員を派遣し、棟会議にて報告、棟としての実践をおこない、棟全体の問題解決能力の向上を図る。
 - ・棟会議にて「障害者サービスガイドライン」に対する振り返り、外部から講師を招致し「虐待防止」「権利擁護」に対する研修をおこなう。

※環境…物理構造、日課（時間）、人員配置

生活介護

1. 現状と課題

(1) ご利用者の要望の把握～支援計画に対するプロセスが確立していない。

(2) ご利用者の人間として生きる喜び、楽しみ、張り合い、介護予防としての活動量に差がみられる。

2. 重点的取り組み

(1) 支援プロセスを確立させる。

- ① 支援グループによる支援を実施する。
 - ・棟の全支援員は、支援グループに分かれてご利用者の変化、行動、要望の発見～検討をおこない、主任、相談員に提示する。
 - ・検討事項は課題ボードに付箋、「支援改善起案書」を提出し、検討材料とする。
- ② ご利用者一人一人に対して情報書式（フェースシート、アセスメントシート、ストレングスシート、詳細を要する対応）の作成をおこない、情報把握を基本とした棟ケース検討～支援計画～実施をおこなう。
- ③ ご利用者の声なき訴え（行動）に対しては、行動集計、ストラテジーシートによる支援計画をおこない、行動分析に基づいた理解と支援提供をおこなう。

(2) ご利用者の要望に応じた個別活動～グループ活動～棟活動を提供する。

- ① ご利用者が何を望んでいるのか（好きなものを飲む・食べたい、外に出たい、人とかかわりたい、役割を持って認められたい、自己実現したい）をアセスメントを通して把握し、ご利用者個々の要望に応じた活動（個別活動～グループ活動）を提供する。
 - ・グループ活動として、散歩、ドライブ、菜園、デザート外出、ドライブ散歩、希望別ハイキングなど、屋外や地域に出て生きている実感を得られる活動を積極的におこなう。
 - ・棟活動として、甘味イベント（写真で選択）、棟クラブ活動、四季に応じたイベント（花見、納涼会、秋祭りなど）を提供する。
- ② ご利用者個々に平等に支援のスポットが当たるよう、活動量を調整し均一化する。
- ③ 帰省が困難になったが連絡を取りたいご利用者、ご家族に対して、写真レターを通じたやりとり、面会外出、ふるさと巡り、お墓参りを実施する。

文責：東棟2階主任生活支援員 米谷伸太郎

東棟 1 階 事業計画

施設入所支援

1、現状と課題

(1) 令和元年度に於いては、闘病されていたご利用者様のご逝去、これまで元気だった方の病気等、様々な出来事を通してご利用者様の高齢化を実感させられた 1 年であった。また、職員の入れ替わりや多くの新人職員の入職、就労時間の変更など職員を取り巻く環境も大きく変化し、利用者、職員共に新しい環境に戸惑う様子が見られた。

そのような中で、東 1 階には新たに特殊入浴用の浴室が完成し、チェアイン・バスが導入され、車椅子や歩行が不安定なご利用者様が安心して快適に入浴できるようになった。また、新棟にも家庭用の規模の入浴風呂が完成し、女性利用者が個別で好きな時間に入浴が出来る環境となり、利用者の皆さんに満足して頂ける環境が出来上がっている。

しかしながら、ハード面での充実に対して、職員の支援の質においては至らない点も未だ多く、障がい特性の理解や勉強に課題を残している。令和 2 年度においては、支援会や棟会議の際のケース検討の機会を増やし、利用者一人一人の個性や特性について深く掘り下げる機会を増やし、一人一人の心情に寄り添った支援を目指す。

(2) 新しい就業規則や入浴体制、服薬体制に対して、従来のマニュアルが機能していない現状があり、服薬マニュアルについては見直し、改定を実施しているが、他のマニュアルについても見直しと改定を行う。

2、重点的取り組み

(1) 利用者 1 人 1 人の性格や個性を尊重し、障がい特性について学ぶ機会を増やす。利用者からの要望の中には受け入れ難い内容のものもあるが、「受け入れることはできなくとも受け止めることはできる」との気持ちを持ち、心情理解に努める。車椅子を使用している比較的重度の利用者に対する介助やケアはできているが、言葉数が少なく、自分の判断で行動できる、いわゆる手の掛からない利用者に対する支援や声掛け、心情理解が不足している現状があり、そういった方々への関りを増やし、置き去りにされるような方が出ないよう、きめ細かく丁寧な支援を行う。

(2)

- ①棟内外を問わず、発生した重大事故についての検証・分析を行い、現在のマニュアルや支援方法が正しいのか検証する。(ヒヤリハット集の有効活用)
- ②職員間での意思疎通の充実を図る為、名前のチェック機能付きの「報連相ノート」を有效地に活用し、徹底事項に漏れの無い統一した支援を目指してゆく。

生活介護支援

利用者の希望に基づいた個人外出の実施および、少人数にて利用者の希望に細やかに対応できる形式の希望別ハイキングを実施する。個人外出は基本的に午前中に実施しているが、散歩を楽しみたい方やドライブを楽しみたい方等、様々な希望・要望を汲み上げ、きめ細かく行く先を選定して満足して頂けるものにしたい。又、帰省できない利用者の方々の日帰りの里帰り等も実施して行きたい。

文責：東1階　主任生活支援員代行　　池本　貴之

西棟 事業計画

1、現状と課題

- (1) 利用者の加齢、疾患による健康状態、身体機能の変化、低下への対応、支援、健康観察。
- (2) 職務に対して職員の意識向上、必要性を理解し責任を持って支援を行う。
- (3) 活動が不十分。好きな活動を見つける、ニーズ充足度の向上。個別支援計画書を基に支援を行う。

2、重点的取り組み

- (1) 利用者の基礎的な疾患や加齢による健康状態、身体状況、機能の低下や変化への気付き、対応できる知識や技術の習得。他部署との連携、基本的なケアの充実、健康観察の実施。
 - ① 日々の健康観察から、小さな事でも気付いた点や変化があれば、棟内職員間で把握、共有し、必要に応じ看護師に相談、連携をとり対応する。
 - ② 棟会議にて「介護、医療検討会」を開く。利用者個々の状態把握、生活機能、疾患に対しての確認を支援面、医療面、介護面と多面的に考察し、どの様な支援、介護、ケア、対応方法を含めた検討、統一した対応を図り必要に応じ他部署（医務部、給食部）との連携、共有を図る。
 - ③ 基本的なケアを十分に行い、生活のリズムを整える。また、利用者個々の適切なケアを検討、実施する。
 - ④ 咳痰吸引、経管栄養などの特定医療行為に対し、対象者が出了際は実施計画に基づき、看護師の判断の下、規程に従って実施し、西棟職員の独断による実施絶対にしない。
 - ⑤ 支援技術、介護技術、知識の習得。研修や勉強会への参加。技術、知識の習得、共有を図る。
 - ⑥ 緊急時の救急救命への理解、対応がとれるよう棟会議での勉強会を行い、技術、知識の習得。
- (2) 利用者の個性や特性を理解し、利用者、支援、業務に対する職員の意識向上、意識改革を図る。
丁寧な支援を念頭におき、職員の都合や基準、押し付けの支援はしない。
 - ① 利用者の特性を理解したうえで利用者一人ひとりに寄り添い支援を行う。
 - ② 支援に対する意識向上、サービス向上を目的に、今年度も職員には毎月「支援月報」を作成して、月毎の振り返りや目標を立てて支援を行うことで、支援に対する職員の意識改革を図る。
 - ③ 利用者一人ひとりに合わせた適切な支援、対応を行う。一人ひとりを見守り、接し、触れ合う機会を増やし、伝えたくても伝えられない気持ちや思いを受け止め、不安や不快を少しでも緩和する。
- (3) 利用者一人ひとりに合った個別支援計画。個別支援の充実、活動の提案、提供していく。
 - ① 個々の利用者がどのように生活したいのか、目標はなにか、どのような結果を望んでいるか、日常的に関係作りを図り、職員は聞き取る力を身に付ける。
 - ② 支援の根拠、目的である利用者本人の言葉を大切にする。言葉や態度で真意を確かめる。それぞれの根拠を明確にし、ニーズ充足度の向上を図る。
 - ③ 利用者に希望や意見を聞き取り、希望別ハイキング、ロング外出を実施する。また、季節イベント（お花見・七夕・納涼花火・クリスマス会・他）を実施。

文責：西棟主任生活支援員 安川佳成

ローカルサポート部 事業計画

I 現状と課題

- ・各利用者の加齢、家庭を含む環境は常に変化しており、各利用者、ご家庭での困り感を把握し、迅速に対応していく必要がある。
- ・個々の特性の理解、ニーズを的確に捉えた支援ができているか。
- ・個別支援計画に沿った支援、サービス向上に向け、職員・チームとしての支援力の向上がなされていない。
- ・送迎時の事故や連絡ミス等が見られた。

II 重点的取り組み

- 1、個々の特性、現状におけるニーズを的確に捉え、個別支援計画に反映させていく。
 - ・加齢によるリスク、健康状況の変化を捉え、的確なサービスを提供していく。
 - ・日常での困り感から発生する課題へのアプローチを行う。
- 2、支援サービスの向上を目指す。
 - ・個々への寄り添いを深める事で、より丁寧な支援、先回りの支援を目指す。
 - 各職員間の連携を再確認し、チームしてのP・D・C・Aサイクルを意識し統一した支援を行い、サービスの向上を目指す。
 - ・個々の職員が支援者としてのスキルアップを図る為、園内外セミナー、講習会等へ積極的に参加していく。
 - ・送迎時の支援と家庭との連携：丁寧な付添い、マニュアルに沿った事故の無い、スマートで安全な送迎サービスをする。
 - ・地域各所、医療機関等と連携し地域資源を活用、充実したサービスの提供を目指す。
- 3、その他
 - ・個別支援計画、ニーズに沿い、適切な活動を提供していく。
 - ① 日常的な活動～散歩、ウォーキング等の運動、製作等の内外活動
 - ② 時節、イベントに合わせた活動、それに伴う製作
 - ③ その他～「花が咲いたから」「海が見たいね」といった、ノンプランでの活動
個別外出・希望ハイキング等のグループ活動

文責：ローカルサポート部 主任生活支援員 志賀 勇

医務部 事業計画

I 現状と課題

1. 昨年度は体調が急変される方がいて、利用者の方の加齢を実感した。加齢により年々身体機能の低下がみられる利用者の方も多く、何かしらの不調に気付いた時にはすでに生命の危機に直結してしまう状態が考えられる。各部署と連携し、それぞれの利用者の方の健康状態をしっかりと把握し、異常の早期発見、適切な対処により、健康の維持に努める。
2. 引き続き利用者の特性、集団生活により、感染症を持ち込んでしまうと拡大しやすく、更に高齢化により重症化もしやすい状況。また、新型の感染症も出てきている。感染対策マニュアルに沿って、全職員が統一した対応をすることでどんな感染症に対しても持ち込みを防ぎ、全棟への拡大や、重症化しないよう対応する。
3. 職員の健康診断で、数値が悪くなっている職員が増えている。良い仕事をするために職員自身の心身の健康が大切。産業医と連携し職員の健康の増進を図る。

II 重点的取り組み

1. ① 日々の健康管理や体調不良時のケアで見落としが無いよう、支援部と記録についての検討を行い、異常の早期発見、早期通院に努める。
② 週1回の全利用者の血圧測定を実施し生活習慣病の早期発見に努める。
③ 個人カードの内容の見直しや、変更があった際は速やかに内容を変更し、通院や救急車要請の際、職員全員が利用者の方の適切な情報を提供できるようにする。
④ 支援部からの要望を聞き、医療的ケアに関する勉強会を行い職員の知識の向上を図る。新人研修は具体的に実施日を決めて確実に実施する。
⑤ 咳痰吸引・経管栄養等特定医療行為指定事業者としての機能を維持していく。
⑥ 保護者の方には健診・通院結果を年2回お知らせする。それ以外でも健康状態で変化があった利用者の方に対しては、その都度状態をお電話でお知らせし、情報の共有を図る。
2. ① 富士見高原病院の感染対策室と連携し、地域の感染状況についての情報収集や感染者発症時の対応などの相談を行い、職員への啓発や早期解決に向け対応する。
② 感染対策マニュアルに沿って感染を持ち込まない、蔓延しないよう対応ができるようにする。
③ 保健委員が感染対策マニュアルに沿って、各棟の物品の管理や職員への指導を行い、適切な対応がとれるようにする。
3. ① 各職員の健診結果を産業医に診て頂き、産業医からのアドバイスを看護師が適切に伝え、相談やアドバイスを行っていく。
② 再検査や受診が必要な職員について、その後の結果を看護師に報告してもらい経過を追う。
③ 心身の健康維持の為、協会けんぽの訪問指導とメンタルヘルス研修会の実施。

文責：医務部主任看護師 植松玲子

給食部 事業計画

I 重点課題

- (1)ご利用者様の栄養ケアマネジメント加算の実施
- (2)加齢に伴い、個々に合った食べやすい食事提供への対応。(キザミ食、ミキサー食)
- (3)過体重やるい瘦等からくる全身状態、血液状態の悪いご利用者様への対応。
- (4)ご利用者様個人に応じた適正な主食量の提供方法の検討、実施
- (5))しらかば園創立 30 周年記念食行事の実施

II 重点的取り組み

- (1)ご利用者様の栄養ケアマネジメント加算の実施
 - ・ご利用者様個人の栄養ケア計画を作成し、多職種(支援、看護)でリスク配分に準じた栄養ケアマネジメントを実施する。
 - ・栄養ケアモニタリング会議において、栄養ケア計画の変更があった時は、迅速に対応し保護者への計画変更連絡・計画書送付、職員への周知を行う。
- (2)加齢に伴い、個々に合った食べやすい食事提供への対応。(キザミ食、ミキサー食)
 - ・ご利用者様の食形態変更は、給食受託業者と連携し迅速な対応をする。
 - ・栄養ケアモニタリング等で出されたご利用者様の食形態・嚥下などの問題点は、安全でより良いお食事提供のために各個人対応をする。
 - ・ご利用者様の体調に合わせ、体調不良時は速やかに回復に向かうような食事提供を多職種連携し目指す。
 - ・給食受託業者と協力し、ミキサー食形態の質の向上を図る。
- (3)過体重やるい瘦等からくる全身状態、血液状態の悪いご利用者様への対応。
 - ・昨年に引き続き、各棟主任、相談員、看護師と多職種で連携し、食事量の調整や運動の推進などの対応をする。
 - ・ご利用者様の体調に留意し、個人に合ったお食事提供をする。
 - ・定期検診結果における血液状態の悪いご利用者様(血中アルブミン値が特に低値な方)への対応策を多職種連携して行い、的確な栄養補助食品を選定し必要なら個人購入して頂き提供する。低栄養状態にならないように配慮していく。
- (4)しらかば園創立 30 周年記念食行事の実施
 - ・給食受託業者からの提案を受け連携し合い、創立 30 周年にふさわしい食行事を実施する。

文責:給食部栄養士 佐藤園子